

## 只木ゼミ前期第5問検察レジュメ(反対尋問)

文責:1班

1. 弁護レジュメ 2 頁 14 行目以下で、弁護側は「安楽死においては患者の死期が間近であることから、消えゆく生命として、患者の生命の価値は通常の場合と比較して減弱しているといえる」と指摘しているが、それは末期患者の生命は健康人や通常の患者の生命と比して、価値が低いという意味であると捉えてよいか。また、そもそもここでいう「価値」とは、誰がどのように判断した結果のものであるか。

2. 弁護レジュメ 2 頁 30 行目以下で、弁護側は「末期患者は病名や病気の進行状況も知らないまま急に重篤な状態になることが多く、もともと意思表示が行われていない場合が多い。そのため、病に伏す以前の発言からその意思を推定できるものとする」と指摘しているが、本人の意思表示の推定について、

(1) 本人の意思表示を推定する際の判断基準はあるのか。

(2) あるとしたらどのような基準で判断するのか。

3. 弁護レジュメ 3 頁 2 行目以下で、弁護側は「医師の手によることや方法が倫理的なものであることという要件は、末期医療において医師により積極的安楽死が行われる限りでは、もっぱら苦痛除去の目的で、外形的にも治療行為の形態で目的にふさわしい選択がされるのが当然であることから要件にする必要はない」と指摘しているが、どのような意味か。